（指定申請の添付書類）

第三十条　法第四十一条の十四第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　加入貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号を記載した書面（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）

［二～十一　略］

（業務の一部委託の承認申請）

第三十条の六　［略］

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～十　略］

十一　受託者の役員の婚姻前の氏名を当該受託者の役員の氏名に併せて第九号の書面に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該受託者の役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

十二～十四　［略］

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第１号（第１条の５関係）

［（第１面）～（第３面）　略］

（第４面）

10　営業所等の名称及び所在地

［表略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

３　「貸金業務取扱主任者の氏名」は、施行規則第10条の８に定めるところにより各営業所等に設置した貸金業務取扱主任者を記載すること。婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「貸金業務取扱主任者の氏名」に括弧書で併記することができる。なお、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより業務を行う営業所等又は代理店（当該代理店が貸金業者である場合に限る。）については、他の営業所等の貸金業務取扱主任者を設置することができる。

［４・５　略］

［（第５面）～（第９面）　略］

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第10号（第26条の51関係）

貸金業務取扱主任者登録簿

登録番号　　登録年月日

［(1)～(6)　略］

財務（支）局長

（　）第　　号

知事

（指定申請の添付書類）

第三十条　［同上］

一　加入貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号を記載した書面

［二～十一　同上］

（業務の一部委託の承認申請）

第三十条の六　［同上］

2　［同上］

［一～十　同上］

［号を加える。］

十一～十三　［同上］

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第１号（第１条の５関係）

［（第１面）～（第３面）　同左］

（第４面）

10　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

３　「貸金業務取扱主任者の氏名」は、施行規則第10条の８に定めるところにより各営業所等に設置した貸金業務取扱主任者を記載すること。なお、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより業務を行う営業所等又は代理店（当該代理店が貸金業者である場合に限る。）については、他の営業所等の貸金業務取扱主任者を設置することができる。

［４・５　同左］

［（第５面）～（第９面）　同左］

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第10号（第26条の51関係）

貸金業務取扱主任者登録簿

登録番号　　登録年月日

［(1)～(6)　同左］

財務（支）局長

（　）第　　号

知事